

議案第85号
宝塚市一般会計補正予算について

資料1 (70)、(71) 戸籍・住民基本台帳管理事業

1 改修事業の概要

デジタル手続法のうち住民基本台帳法等の改正に基づき、国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用し、国外転出者によるマイナンバーカード等の利用を実現するために必要なシステム改修を行うもの。

2 デジタル手続法の施行により見込まれる効果（令和5年度中に制度開始予定）

デジタル手続法の施行（住民基本台帳法及び戸籍法等の改正）に基づき、国では以下の行政事務のデジタル化が予定されており、市民の利便性の向上及び行政手続きの効率化、簡素化が図られる。主な具体例は以下のとおり。

- ・社会保障分野の事務手続で申請者に提出が義務付けられている戸籍謄本等の添付省略が可能となる。
- ・国内在住者のみ利用可能であったマイナンバーカードについて、本籍地で管理している戸籍の附票をネットワーク化し、活用することで海外在住者の利用が可能となる。

3 補正予算の概要

- (1) 歳入 社会保障・税番号制度システム整備補助金 6,170千円
国外転出者によるマイナンバーカード等の利用に係るシステム整備補助金
- (2) 歳出 戸籍・住民基本台帳管理事業 17,088千円
- ア 手数料 1,021千円
- ・戸籍関係情報の連携のためのネットワーク通信に係る設定変更作業に係る手数料
- イ システム改修業務委託料 16,067千円
- ・住民基本台帳システムの改修に係る委託料。
 - ・情報連携のために「戸籍の附票」に住民票情報を紐づけするための機能を追加するもの。

4 今後のスケジュール（予定）

- 令和2年度 戸籍システム及び住民基本台帳システムの改修
- 令和3～5年度 戸籍の附票と住民基本台帳情報の初期突合、海外在住者の戸籍の附票情報の連携等
- 令和5年度中 新制度の運用開始